

市・県民税の申告受付会場は **市民会館** です!

市・県民税の申告受付は2月16日(木)から3月15日(水)まで、市民会館2階で行います。なお、市役所には申告会場はありませんので、ご注意ください。また、次の日程で出張申告受付も行います。詳しくは、課税課市民税グループ(☎47-8179)へ。

◎市・県民税の出張申告受付

とき ※9:00~16:00	ところ
2/2(木)・3(金)	上石津地域事務所2階 2-1会議室
2/7(火)・8(水)	西部研修センター1階 多目的ホール
2/10(金)	墨俣地域事務所1階 大会議室
2/13(月)	南部子育て支援センター 多目的ホール
3/2(木)・3(金)	中川地区センター1階 多目的ホール
3/9(木)・10(金)	青墓地区センター 多目的ホール

◎申告の準備はお早めに

営業・農業・不動産・山林所得があるすべての人は、その収支を記帳し、帳簿などを保存することが義務付けられています。



記帳をされていない人は、1月から12月までの伝票や領収書などをもとに、「収入金額」と「必要経費」に分けて帳簿を作成してください。

なお、収支の計算が分かりやすい「収支計算準備表」は、市HPからダウンロードできますのでご利用ください。

寒さ増すこの季節… **水道管も冬支度!!**

冬になると屋外の蛇口や水道管が凍結したり、破裂したりしやすくなります。次の点に注意し、水道管の凍結や破裂を防ぎましょう。詳しくは、水道課(☎47-8692)へ。

凍結を防ぐには・・・

屋外のむき出しになっている水道管や蛇口に、保温材や布きれなどを巻きつけ、その上からビニールテープなどを下から上に巻き、冷たい空気が直接あたらないようにしてください。

凍って水が出ないときは・・・

凍った部分をタオルなどで包み、その上からゆっくりとぬるま湯をかけてください。熱湯を直接かけると破裂することがあるので注意してください。

破裂したときは・・・

止水栓を閉め、破裂した部分に布やテープを巻いて応急処置をしてください。その後、市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。また、空家では水道管の破裂に気付かず水漏れの被害が拡大するおそれがあります。水道を使用していない家屋は、事前に止水栓を閉めておくようにしてください。※止水栓はメーターボックス内もしくはその周辺にあります



水道トラブル Q&A

ご確認ください!

屋外広告物は許可が必要です

まちなかなどに設置されている看板、道標、広告塔などは、条例上「屋外広告物」と呼びます。屋外広告物はルールに基づき表示・設置し、原則、市に申請して許可を受ける必要があります。詳しくは、都市計画課(☎47-8694)へ。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、下の4つの要件をすべて満たすものを呼びます。営利目的か否かは問いませんのでご注意ください。

※自分の敷地内でも規制がかかります

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外に表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板・立看板や広告塔(板)、そのほか工作物などに表示されたもの、またはこれらに類するもの

イビデン株式会社から寄附

未来のまちづくりへ

市内に本社のある「イビデン株式会社」(代表取締役社長 青木武志氏)から、11月28日に現金3億円の寄附をいただきました。

これはSDGsの達成や、未来につながるまちづくり、人づくりに役立ててほしいと贈られたものです。

市は、この寄附を長期的に有効活用していくため、12月の定例市議会に、「大垣市未来づくり基金」の設置条例案を提出しています。



「叙勲褒章受章祝賀会」の様子をインターネットで生中継

令和4年中に叙勲・褒章を受章された市関係者の皆さんをお祝いする「叙勲褒章受章祝賀会」の様子をインターネットで生中継します。YouTube大垣市公式チャンネルで配信しますので、ぜひご覧ください。



YouTube大垣市公式チャンネル

- ◎とき/12月22日(木) 午前10時~
- ◎問合せ/秘書広報課(☎47-7346)へ

償却資産の申告は **1月31日までに**

償却資産(構築物・機械・器具備品など)は固定資産税の課税対象となります。令和5年1月1日現在、市内に償却資産を所有する会社・工場・商店などを経営している事業主や、アパート・駐車場などを貸し付けている人は、1月31日までに申告をしてください。

- ◆申告方法/申告書・明細書に必要事項を記入し、郵送またはeLTAx(地方税ポータルシステム)で、課税課償却資産グループ(〒503-8601 丸の内2-29)へ
- ◆問合せ/課税課償却資産グループ(☎47-8158)へ



市HP

大垣警察署からのお知らせ

県内では、交通死亡事故が多発しています。交通事故防止のため、以下の点に注意してください。



交通事故防止のための注意点

- ◎日没30分前の早めのライト点灯と適切なハイビームの使用
- ◎歩行者や自転車利用者は明るい服装と反射材の使用
- ◎車両運転時の安全確認の徹底

許可申請が必要

許可申請書(市HPからダウンロード可)に必要な書類を添付し、市に申請してください。高さや面積などを審査します。

許可には、面積などに応じた審査手数料が必要です。

なお、自己の住所・事務所などに設置する自家広告物は、1事業所につき表示面積合計10㎡以下の場合、許可申請は不要です。

また、許可期間満了後も引き続き広告物を設置する場合は、更新の手続きが必要です

安全点検の義務化

全国で屋外広告物の落下などの事故が多発しています。こうした事故を未然に防ぐため、更新申請時に、有資格者による安全点検の実施が義務化されています。

広告物を表示・設置するにあたり、広告主、所有者、広告物設置業者などは、補修その他、必要な管理を行う義務があります。

